

# 経済支援特別奨学金 申請の手引き

2020年5月12日 更新  
事務局教務課学務係

## I.申請方法

- (1) 事務局学務係または、desknet's 文書管理 学生書類関係 から申請書類を取り寄せます。
- (2) 以下の①・②の書類は申請者が記入し、③・④を揃えて、事務局学務係まで提出してください。また、申請には教員からの推薦調書が必要ですので、申請者は担当教員に推薦調書の記入を依頼してください。推薦調書の様式は、各教員が持っています。
- (3) 担当教員は当該申請者が推薦に値する者である場合、推薦調書を記入し、期日までに事務局学務係まで提出してください。
  - ① 「様式1号：経済支援特別奨学金申請書」
  - ② 「様式2号：家族収入状況調書」
  - ③ 「各種証明書類」※II.各種証明書類について を確認
  - ④ 84円切手貼付の返信用封筒（長形3号）※封筒に保護者宛の住所を記入して提出してください。

## II.各種証明書類について

提出していただく証明書は、選考するうえで大切な必要書類です。証明書類を提出していただけない場合は、選考ができませんので必ず期日までに提出してください。証明書類は、原則返却できませんので予めご了承ください。※証明書はすべてコピーでも可能です。

### (1) 提出書類

- ① 住民票（生計を一にする世帯全部の住民票）
- ② 住民票に記載のある世帯員の収入に関する証明書  
（未就学児及び学生の方は収入に関する証明書は不要）  
（P.3～4のフローチャートで該当書類を提出）

※学生本人に一定の収入があり、父母の扶養によらず独立した生計を営み、生活費（学費を含む）の全てを賄っている場合などは、住民票をはじめとした証明書類が異なりますので、事前に学務係まで相談してください。

### (2) 家庭事情に関する証明書（該当者のみ）

1.家族の中に就学中の兄弟姉妹がいる	
提出書類	①兄弟姉妹の学生証また生徒証のコピー
①か②のいずれかを提出	②兄弟姉妹が通っている学校の在学証明書

2.家族の中に6ヶ月以上にわたり療養中または療養を必要とする人がいる	
提出書類	療養期間がわかる医師による診断書

### 3.現在、日本学生支援機構以外の奨学金を受けている

提出書類	受給している奨学金の決定通知書
------	-----------------

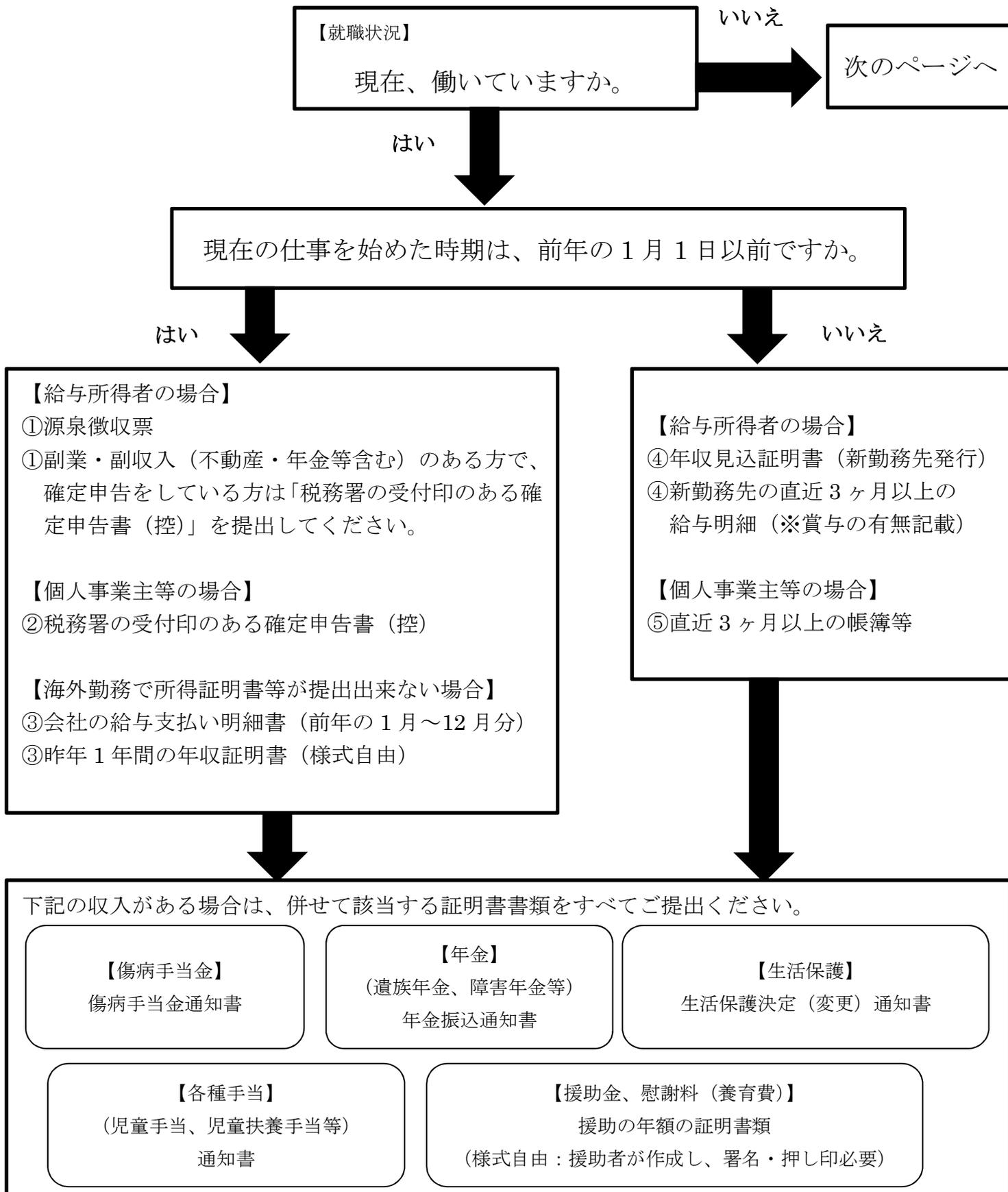
### 4.家計の急変があった（対象期間：前年度9月～申請年度8月まで）

※以下は、あくまで例ですので、家計急変状況が確認できれば、第三者の作成した客観的に事実が確認できる他の書類でも差し支えありません。

	該当番号	提出書類
提出書類 「家計急変項目」の該当番号に関する証明書を提出  ※自己都合による退職及び定年退職は家計急変に含みません。	(1)	家計支持者が会社の倒産等により解雇または早期退職 ①～④のいずれかを提出 【離職年月日と失業の理由が確認できるもの】 ①解雇通知 ②退職証明書 ③雇用保険被保険者離職票 ④雇用保険受給資格者証等
	(2)	家計支持者の死亡 死亡診断書・死亡記載のある住民票等
	(3)	家計支持者の離別 離婚のわかる戸籍抄本・離婚受理証明等
	(4)	家計支持者が破産 破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの）
	(5)	災害救助適者 ①または②を提出
	(10)	火災 ①罹災（被災）証明書
	(11)	風水害 ②災害による収入減少や被害金額の支出増大が確認できる証明書（世帯収入から収入の減少が20%以上か支出の増大が10%以上）
	(12)	震災 ②災害による収入減少や被害金額の支出増大が確認できる証明書（世帯収入から収入の減少が20%以上か支出の増大が10%以上）
	(6)	病気 ①及び②を提出 ①療養期間がわかる医師による診断書 ②病気による就業困難での収入減少や治療費による支出増大が確認できる証明書（世帯収入から収入の減少が20%以上か支出の増大が10%以上）
	(7)	事故 収入減少が世帯収入の20%以上または支出増大が世帯収入の10%以上の証明書類
	(8)	会社倒産
	(9)	経営不振
	(13)	家計支持者の給与収入が激減したため 激減前の給与明細と激減後の給与明細（20%以上減少）
	(14)	本人の収入減少及び支出増大に伴う経済困難 学生自身の収入減少が20%以上または支出増大が収入の10%以上の証明書類 ※家計支持者からの補助を受けずに学生自身の収入のみで就学している場合のみ対象

## フローチャート表

※同じ番号は、いずれか一方の証明書類を提出してください。



## 就職状況で「いいえ」と答えた人

「傷病手当金」、「雇用保険」、「年金（遺族年金、障害年金等）」、「生活保護」等を受給していますか。

はい

いいえ

該当する証明書書類をすべてご提出ください。

**【傷病手当金】**  
傷病手当金通知書

**【年金】**  
(遺族年金、障害年金等)  
年金振込通知書

**【雇用保険】**  
雇用保険受給資格者証

**【生活保護】**  
生活保護決定（変更）通知書

**【各種手当】**  
(児童手当、児童扶養手当等)  
通知書

**【援助金、慰謝料（養育費）】**  
援助の年額の証明書類  
(様式自由：援助者が作成し、署名・押し印必要)

前年度分の「所得証明書」か「非課税証明書」を提出してください。  
※前年度分の所得証明書・非課税証明書は毎年6月頃に発行できるようになります。  
詳細は、お住まいの役所にお問合せください。